

公募型プロポーザルの実施（公告）

令和6年度長崎県デジタル人材育成研修業務委託の委託候補者を選定するため、公募型プロポーザルを行うので公告する。

令和6年4月22日

長崎県知事 大石 賢吾

1 公募型プロポーザルに付する事項

(1) 業務名

令和6年度長崎県デジタル人材育成研修業務委託

(2) 業務の仕様等

公募型プロポーザル募集要領による

(3) 履行期間

契約締結日から令和7年3月28日まで

2 プロポーザルに参加する者の資格要件

期日までに公募型プロポーザル参加表明書（別紙様式1）及び関係書類を提出し、参加資格審査を受けて、プロポーザル参加資格を得ること。

3 プロポーザルに参加することができない者

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第1号の規定に該当しない者である。

(2) 施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として知事が定める期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者

(3) 提出書類及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者

(4) 営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者

(5) 原則として1年以上の営業実績を有しない者

(6) この公告の日から見積執行期日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者

(7) この公告の日から見積執行期日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者

4 関係資料の配布場所、期間及び方法

公告及びプロポーザル募集要領等の関係資料は、県の閉庁日を除く午前9時から午後5時まで10に定める部局で配布するほか、次に示す長崎県のホームページに令和6年5月8日（水）まで掲載して配布する。

<https://www.pref.nagasaki.jp/bunrui/other-bunrui/nyusatsu-other-bunrui/josei-nyusatsu/josei-kokoku/>

5 参加申込の方法等

公募型プロポーザルへの参加を希望する者は、参加表明書（別紙様式1）及び関係書類に必要事項を記入のうえ、次により提出すること。

(1) 提出方法 持参または郵送（書留）とする。なお、郵送の場合は、到着を確認すること。

(2) 提出先 10に定める部局

(3) 提出部数 1部

(4) 提出期限 令和6年4月22日（月）から令和6年5月8日（水）までの間（県の閉庁日を除く。）の午前9時から午後5時まで（郵送の場合は、提出期限までに必着のこと。）

6 参加者の資格審査

参加申込者から提出のあった参加表明書及び関係書類を確認し、確認結果を令和6年5月13日（月）までに申請者へ通知する。

7 企画提案書の提出方法等

別添の募集要領により、企画提案書及び関係書類を次のとおり提出すること。

- (1) 提出方法 持参または郵送（書留）とする。なお、郵送の場合は、到着を確認すること。
- (2) 提出先 10 に定める部局
- (3) 提出部数 正本1部、副本5部（計6部）
- (4) 提出期限 令和6年5月13日（月）から令和6年5月20日（月）までの間（県の開庁日を除く。）の午前9時から午後5時まで（郵送の場合は、提出期限までに必着のこと。）
参加資格審査の結果通知受領後に提出すること。

8 企画提案書の審査

提出された企画提案書及び関係書類について、令和6年度長崎県デジタル人材育成研修業務委託に係るプロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）による審査を行い、最優秀提案者と次点者を選定する。

9 契約の締結

長崎県財務規則（昭和39年長崎県規則第23号）の規定により、最優秀提案者と本委託業務についての契約締結の交渉（見積執行）を行う。なお、当該提案者との契約が成立しない場合には、次点となった提案者と契約締結の交渉を行う。

10 プロポーザルに関する事務を担当する部局の名称等

- （住所）〒850 - 8570 長崎市尾上町3番1号
- （名称）長崎県総務部スマート県庁推進課
- （電話）095-895-2235

11 その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語、通貨及び単位等は、日本語、日本国通貨、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位に限る。
- (2) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書4に掲げられている「政府調達に関する協定」の適用を受けるものではない。
- (3) 本公告に定めのない事項については、地方自治法、地方自治法施行令及び長崎県財務規則によるものとする。